

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年1月11日(水)午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(10人)

会長	6番	齊藤	常夫
会長職務代理者	5番	中山	雅史
委員	1番	谷口	眞一
委員	2番	菊地	典夫
委員	3番	豊島	利夫
委員	4番	栗原	哲
委員	7番	羽田	茂
委員	8番	宮田	一日出
委員	9番	飯泉	秀夫
委員	10番	矢口	剛

農地利用最適化推進委員(3人)

委員	中山	博司
委員	鈴木	利一
委員	羽田	貞義

農業委員会事務局職員(3人)

局長	中村	滋成
局長補佐	石神	正夫
主査	中山	幹夫

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定による任命委員報告及び議席の決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農地改良協議に対する同意について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成29年1月の定例総会を開催いたします。

会議が始まる前に皆様にお願ひがあります。携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

新年明けましておめでとうございます。平成29年が農業委員の皆さんにとりまして良い年になることを、まずもってご祈念申し上げます。

昨年4月から新しい農業委員会法に基づいた活動を進めてきましたが、農業委員につきましては定員10名のところ8名での活動、農地利用最適化推進委員は10名の定員に対して9名の活動となり、皆さんには大変なご負担をかける結果となりました。

今般、欠員となっていました2名の新しい農業委員が選出され、昨日、市長より任命辞令の交付が行われました。また、農地利用最適化推進委員の補充についても昨年12月の定例総会で決定して頂き、本日、委嘱状の交付を行う予定となっております。

従いまして、この1月からは農業委員、農地利用最適化推進委員ともそれぞれ定員の10名での活動となりましたので、一層の活動強化をお願いしたいと考えます。

さて、平成29年は我々つくばみらい市農業委員会の真価が問われる年になると考えます。

その1つは、新しい農業委員会法により農地利用最適化の推進が義務的業務になり、私

たちは、今年が2年目の活動と成ります。従いまして、活動の充実・強化を図らなければなりませんし、同時にその結果を出さなくてはなりません。国や県の指導、フォローも一段と強まることも必死と思われれます。従いまして、昨年決定して頂きました「つくばみらい市農業委員会 農地等の利用の最適化に関する指針」の着実な達成が必要であります。本日の総会終了後に、29年度の取り組みを皆さんに諮っていきますが、農業委員各位の精力的な取り組みをお願いしたいと思います。

2つ目は、今年10月から予定されている権限移譲への対応であります。既に、事務局体制については、強化すべく取り組みを進めて頂いております。私たち農業委員も自らの資質の向上を図りつつ、審議体制をより強化していかなければなりません。全員で協力しながら、スムーズな権限移譲が出来るようにしたいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、総会議案の精力的な審議をお願いしまして、挨拶と致します。よろしくお願ひいたします。

1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、12月に農地パトロールを実施した3名の農地利用最適化推進委員にも総会に出席していただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員の選任ですが、私議長にご一任していただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、指名させていただきます。

1番谷口委員、7番羽田委員を議事録署名委員に選任いたします。

よろしくお願ひいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定による任命委員報告及び議席の決定について」を議題といたします。まずは任命委員報告に対する説明を事務局に求

めます。

1. 事務局（中村事務局長）

議案第1号の中の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定による任命委員報告についてご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第8条第1項では委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行なうことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命することになっております。昨日、市長から辞令交付を受けたお二人の名前をご報告させていただきます。

矢口剛委員、飯泉秀夫委員、住所・生年月日等については、議案書記載のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

1. 議長（齊藤会長）

任命委員報告についてご意見ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議席の決定に移ります。

次に、矢口委員、飯泉委員の議席について、抽選により決定したいと思います。

8番までの議席については、既に決まっておりますので、9番10番の議席について抽選により決定したいと思います。

抽選の方法ですが、最初に抽選の順番を決める予備抽選を行い、その後、議席についての抽選をすることにより、お二人の議席を決めさせていただく方法もありますが、今回議席を決める対象者が2人と少人数ということもあり、予備抽選を行わず、只今着席している議席番号の若い方から抽選をし、若い番号を引いた方が議席番号9番とすることにしたいと考えております。

お諮りいたします。

1回の抽選により議席を決定することよろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしの声がありましたので、最初の抽選により引いた番号の小さい順から議席番号9番、議席番号10番といたします。くじは1番から3番まで3本の「くじ棒」を使用して行います。

それでは、事務局に抽選の用意をさせますので、準備が終わりましたら仮議席順に抽選

を行って下さい。

(準備終了)

それでは仮議席9番の矢口委員は抽選を行って下さい。

続いて、仮議席10番の飯泉委員は抽選を行ってください。

(抽選終了後)

それでは、抽選が終了しましたので、抽選の結果を局長に報告させます。

1. 事務局 (中村事務局長)

抽選の結果による議席番号を報告いたします。

9番飯泉秀夫委員，10番矢口剛委員となります。

以上です。

1. 議長 (齊藤会長)

議席が決定しましたので、飯泉委員，矢口両委員は所定の席に着くようお願いいたします。

それでは、暫時休憩します。

(暫時休憩)

1. 議長 (齊藤会長)

それでは、会議を再開いたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (中山主査)

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は1件となっております。

2ページをご覧ください。受付番号1番，申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は[]番[]の一部，地目は登記山林，現況畑，地積は999.97㎡でございます。申請地の農地区分は，市街地からおおむね500mの区域内にある農地で，その規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であることから2種農地と判断いたします。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり，許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、現地調査を行っていますので、その報告を4番栗原委員お願いいたします。

1. 栗原委員

それでは、報告いたします。

1月5日午前9時から現地調査を行いました。

調査メンバーは齊藤会長、中山職務代理者、豊島委員、私と事務局からは中村局長、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

受付番号1番、3ページをご覧ください。位置図に記載されている保育所の前の道路を東に向かって進んで右に曲がった奥に今回の申請地があります。申請理由は太陽光発電設備となっており、幅約25m、奥行き約40mの敷地となります。登記簿は山林、現況は畑となっております。隣接地については、既に太陽光発電設備が設置されており、農地区分についても2種農地であり、転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われま

す。

以上でございます。

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第2号について質疑に入ります。

議案第2号受付番号1番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第2号について採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」原案の通り許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により議案第2号は、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。

4ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，653㎡の自作地でございます。契約内容は売買で10a当り50万円となっております。

続いて受付番号2番、申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも田，990㎡，同じく■■■■番■■■，地目は登記現況とも田，990㎡，計1,980㎡の自作地，契約内容は売買で10a当り10万円となっております。

続いて受付番号3番、申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，500㎡の自作地，契約内容は贈与となっております。

続いて受付番号4番、申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも田，1,100㎡の小作地，契約内容は売買で10a当り60万円となっております。

続いて受付番号5番、申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも田，217㎡の自作地，契約内容は売買で10a当り20万円となっております。

別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

受付番号1番について、譲受人は申請地で小麦の栽培を行う計画となっております。

続きまして受付番号2番について、譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画となっております。

続いて受付番号3番について、譲受人は申請地で野菜の栽培を行う計画であり、周辺農地でも同様に野菜の栽培を行っております。

続いて受付番号4番について、譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり、現在も借入地として水稻の栽培を行っております。

続いて受付番号5番について、譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり、隣接農地でも同様に水稻の栽培を行っております。

また、農地法第3条第2項の各号については調査書のとおり該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは現地調査をおこなっていますので、3番豊島委員報告願います。

1. 豊島委員

はい、報告いたします。

1月5日に齊藤会長、中山職務代理者、栗原委員、私と事務局からは中村局長、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

受付番号1番、5ページをご覧ください。申請地は南集落の東側にあり東檜戸台線の脇となります。現在も耕起されており別段問題ないと思います。

受付番号2番、6ページをご覧ください。城中から新川団地の方に向かった途中を東側に入ったところにあり現在も耕起されており、譲受の田んぼもこの近くにあり問題ないと思います。

受付番号3番、7ページをご覧ください。申請地は、岡堰に行く道路の西側に位置し、贈与する方は叔母、贈与を受ける方は近くにビニールハウスを所有し現在も野菜を作付けられており別段問題ないと思います。

受付番号4番、8ページをご覧ください。申請地は、谷原大橋の手前の信号を南に向かい常磐自動車道路の中間を東に入ったところに位置します。申請地は譲受人の所有する田んぼと一体化し耕作されており、別段問題ないと思います。

受付番号5番、9ページをご覧ください。小張小学校の下の田んぼであります。台通り用水の脇にあります。現地は耕起されており譲受人の農地に挟まれたところであり、特に問題ないと思います。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

報告が終了しました。それでは議案第3号について質疑に入ります。

受付番号1番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

無いようですので、続いて受付番号2番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号3番について、意見質問のある方の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号4番について、意見質問のある方の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号5番について、意見質問のある方の挙手を求めます。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」、採決に入ります。議案第3号について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第3号を原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。
今月の非農地証明願は2件となっております。

10ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■字■■■■番、地目は登記畑、現況宅地、地積は446㎡、同じく■■■■番、地目は登記畑、現況宅地、地積は466㎡、計912㎡となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑、現況雑種地、地積は469㎡となっております。

今回提出されました受付番号1番及び2番については、茨城県が発行している農地法関

係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

現地調査を行っておりますので4番栗原委員報告願います。

1. 栗原委員

私から現地報告をさせていただきます。地図は11ページとなります。受付番号1番については、昭和40年当時の航空写真が添付されており、その頃から農地として使用していない状況でございます。申請地は住宅と事務所が既に建てられており今後も農地としての利用はできないと考えます。

続いて受付番号2番、地図は12ページとなります。昭和57当時の航空写真が添付されており、その頃から農地として使用していない状況です。申請地は既に碎石の駐車場となっており利用状況からも止むを得ないと思えます。

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第4号について質疑に入ります。
意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第4号について採決に入ります。議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

議案第4号については、全員賛成により、非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

議案第5号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

1. 議 長（中山主査）

議案第5号「農地改良協議に対する同意について」をご説明いたします。

今月の農地改良協議は1件となっております。

13ページをご覧ください。受付番号1番，申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記現況とも田，面積は1,250㎡となっております。改良計画の内容は湿田解消となっており，期間については，平成29年1月20日から平成29年3月31日まで，申請理由は，盛土をしてかさ上げし湿田解消を行うとなっております。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

現地調査を行っておりますので5番中山職務代理者報告願います。

1. 中山職務代理者

それでは報告いたします。TXの鉄道の下に面している場所で，この付近の地盤は軟弱となっております。搬入する土は富士見ヶ丘で発生する土であり，現地で土質を確認したところ良質土であり問題ないと考えます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号1番について，ご意見ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

宮田委員

1. 宮田委員

もう少し申請地の場所の説明をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

中山職務代理者に説明を求めます。

1. 中山職務代理者

小張小から谷口の方に向かって進み，TXの高架下をくぐってすぐ左に行き，一本目を右に回るその角の田んぼです。隣接地には育苗ハウスがあります。

1. 議 長（齊藤会長）

宮田委員，よろしいでしょうか。

その他，ご意見ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

飯泉委員

1.. 飯泉委員

今回盛土する土量についてはどのくらいなのか。

1. 中山職務代理者

今回は田面から30cmまで入れることになっております。面積で3,000㎡までの農地に土を入れて改良する場合については農地改良協議で行うことができます。

1. 議 長（齊藤会長）

飯泉委員，よろしいでしょうか。

その他，意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは，質問がないようなので議案第5号について採決に入ります。議案第5号「農地改良協議に対する同意について」同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして，議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。15ページをご覧ください。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

新規で，田が9筆22,954㎡，畑が3筆3,298㎡，合計が12筆26,252㎡となります。更新は田が18筆31,227㎡，畑が1筆2,122㎡，合計19筆3

3, 349㎡となります。総計は田が27筆54, 181㎡, 畑が4筆5, 420㎡, 総計で31筆59, 601㎡となります。貸手が15人, 借手が11人となります。詳細は16ページから17ページとなります。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

説明が終わりましたので, これより審議いたします。

受付番号25番については, 菊地委員が議事参与となっております。従いまして, 二つに分けて審議を行います。

最初に, 受付番号1番から24番並びに26番から31番について審議いたします。

こちらについてご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

受付番号1番から24番並びに26番から31番について, 賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により, 受付番号1番から24番並びに26番から31番について原案のとおり決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて, 受付番号25番について審議いたします。

菊地委員, 退室願います。

(菊地委員退室)

1. 議長(齊藤会長)

受付番号25番について, ご意見ご質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようなので採決いたします。

受付番号25番について, 賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により、受付番号25番については原案の通り決定いたしました。

ここで菊地委員の入室を許します。

(菊地委員入室)

1. 議長(齊藤会長)

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」は、原案のとおり承認いたします。資料の(案)を削除願います。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局(石神局長補佐)

それではご説明いたします。18ページをご覧ください。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が39筆110,681㎡,畑が10筆14,592㎡,合計で49筆125,273㎡となります。貸手が12人,借手が1人となります。更新はありません。詳細は19ページから21ページとなります。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

説明が終わりましたので、これより審議いたします。審議は一括して進めます。

議案第7号について、質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」に対し賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」は、原案のとおり承認いたします。資料の(案)を削除願います。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局(石神局長補佐)

それではご説明いたします。22ページをご覧ください。

議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が39筆110,681㎡、畑が10筆14,592㎡、合計で49筆125,273㎡となります。地権者が12人、配分を受ける者が7人となります。詳細は23ページから25ページとなります。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

説明が終わりましたので、これより審議いたします。審議は一括して進めます。

議案第8号について、質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」に対し賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地

利用配分計画（案）の意見聴取について」は、全員賛成により原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

議案は以上です。

これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中村局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。26ページをご覧ください。

受付番号1番、譲受人、譲渡人、申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買）、地目は登記宅地現況畑、面積は180.17㎡となります。

以上となります。

続きまして報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。今回の合意解約は16件となります。詳細は27ページから30ページをご参照ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）


以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。

1月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

平成29年1月11日

つくばみらい市農業委員会

議長 齊藤常夫 

議事録署名委員 谷口真一 

議事録署名委員 羽田茂 